

議案第 27 号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

大規模災害時の消防団活動の一層の充実強化を目的として大規模災害消防団員を導入するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年勝山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(定員及び区分)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 団員は、基本消防団員(以下「基本団員」という。)<u>及び機能別消防団員(以下「機能別団員」という。)</u>_____とし、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本団員は、<u>次号の機能別団員</u>_____以外の全ての団員とする。</p> <p>(2) 機能別団員_____は、市長が別に定める特定の消防事務を処理する団員をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(任用)</p> <p>第3条 (略)</p> | <p>(定員及び区分)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 団員は、基本消防団員(以下「基本団員」という。)、_____機能別消防団員(以下「機能別団員」という。)<u>及び大規模災害消防団員(以下「大規模災害団員」という。)</u>_____とし、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本団員は、_____機能別団員<u>及び大規模災害団員</u>以外の全ての団員とする。</p> <p>(2) 機能別団員<u>及び大規模災害団員</u>は、市長が別に定める特定の消防事務を処理する団員をいう。</p> <p><b>3 第1項に定める定数のうち大規模災害団員の定数は、10人とする。</b></p> <p>(任用)</p> <p>第3条 (略)</p> |

2 基本団員は、団長が次に掲げる資格を有する者の中から市長の承認を得てこれを任用する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、**又は勤務する** \_\_\_\_\_ 者

(2)・(3) (略)

3 機能別団員は、団長が次に掲げるいずれかの資格を有する者であつて、必要な知識、技術又は経験等があると認められる者の中から市長の承認を得てこれを任用する。

(1) (略)

(2) 当該消防団の区域内に居住し、**又は勤務する** \_\_\_\_\_ 年令18才以上の者

(新設)

(報酬)

第14条 団員には、次に掲げる報酬を支給する。

(1) 年額報酬は、別表第1のとおりとする。 \_\_\_\_\_

(2) (略)

(退職報償金)

第18条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の

2 基本団員は、団長が次に掲げる資格を有する者の中から市長の承認を得てこれを任用する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、**勤務し、又は通学する** 者

(2)・(3) (略)

3 機能別団員は、団長が次に掲げるいずれかの資格を有する者であつて、必要な知識、技術又は経験等があると認められる者の中から市長の承認を得てこれを任用する。

(1) (略)

(2) 当該消防団の区域内に居住し、**勤務し、又は通学する** 年令18才以上の者

**4 大規模災害団員は、団長が次に掲げる資格を有する者の中から市長の承認を得てこれを任用する。**

**(1) 当該消防団の区域内に居住する消防職員又は団員であった者**

**(2) 志操堅固で、かつ、身体強健な者**

(報酬)

第14条 団員には、次に掲げる報酬を支給する。

(1) 年額報酬は、別表第1のとおりとする。**ただし、大規模災害団員は除くものとする。**

(2) (略)

(退職報償金)

第18条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の

場合にはその者の遺族)に退職報償金を支給する。 \_\_\_\_\_

2 (略)

(新設)

場合にはその者の遺族)に退職報償金を支給する。**ただし、大規模災害団員は除くものとする。**

2 (略)

**3 第2条第1項の規定にかかわらず、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)第4条第3項に定める条例定員の数は、第2条第1項に定める定数から同条第3項に定める大規模災害団員の定数を減じた数とする。**

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。